

第5回 碧南市 景色づくり委員会 議事録

- ◆日時：平成23年11月11日（金）
- ◆時間：午後13時30分から16時30分まで
- ◆場所：碧南市役所 2階談話室1

番号	役 職	所属団体・職	氏名	分 野
1	委員長	愛知県立芸術大学 デザイン専攻・美術学部 准教授	水津功氏	学識経験 (デザイン)
2	副委員長	名古屋大学院 環境学研究科都市環境学専攻准教授	村山顕人氏	学識経験 (都市計画)
3	委 員	名古屋大学大学院 環境学研究科都市環境学専攻教授	清水裕之氏（欠席）	学識経験 (建築)
4	委 員	碧南商工会議所	磯貝忠通氏	商業
5	委 員	あいち中央農業協同組合 営農部 副部長 兼 碧南営農センター長	小笠原勝人氏（欠席）	農業
6	委 員	(社) 愛知建築士会碧南支部 支部長	杉浦学氏	建築
7	委 員		石川治氏	公募市民
8	委 員		古久根枝理氏	公募市民
9	委 員		清澤トキ氏（欠席）	公募市民
10	委 員		藤岡旭氏	公募市民
11	委 員		竹原幸子氏	公募市民
12	委 員		鳥居正樹氏	公募市民
13	委 員		小笠原寛氏（欠席）	公募市民
1	顧 問	愛知県建設部公園緑地課 課長(代理)	桜井種生氏	関係機関
2	顧 問	愛知県建設部都市計画課 課長(代理)	市石誠氏	関係機関
3		愛知県建設部都市計画課	中川善貴氏	関係機関
4	顧 問	愛知県知立建設事務所 総務課 企画調整監	余語正義氏	関係機関
（出席者 13名の内、委員 9名）				
事務局	建設部 建設部 都市計画課 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	部長	稲垣生夫	
		課長	小笠原盛明	
		主幹	志賀雅樹	
		課長補佐	太田貞夫	
		課長補佐	亀島弘樹	
		担当係長	亀島政司（欠席）	
		担当係長	長谷川和幸（欠席）	
		主査	金田雪雄	
	昭和株式会社		青野智樹	
			白崎益恵	
			早川和菜	

◆内容：

1. あいさつ

建設部長より開会のあいさつを行った。

2. 委員の交代について

伊藤玉山委員が、9月30日付けで委員を辞任され、代わりに小笠原寛委員に委嘱することを報告した。

3. 議題

(1) 第4回景色づくり委員会で出された主な意見について

事務局より、第4回景色づくり委員会で出された意見の対応として資料1の説明を行った。質疑応答は、以下のとおりである。

【質疑応答】

特になし

(2) 「行為の制限の基本的な考え方」について

事務局より、資料2について補足資料と併せて説明を行った。

■まず、資料2の「1 届出対象行為」(P. 1～P. 5)について説明を行った。質疑応答は以下のとおりである。

【質疑応答】

D委員) 補足資料p. 8に建築動向とあり、ページ下段のデータは平成20年～平成22年と記載されている。しかし、平成20年頃から社会経済状況により建築物の規模や件数が縮小しているので、市全体の現状の把握として適切か。

事務局) 建築物の建築動向や中段の表のデータは、市全体について行った平成18年度都市計画基礎調査のデータを用いて整理・分析している。

B顧問) 今回の計画では、補足資料p. 6のホップ、ステップ、ジャンプの「ホップ」の規模で実施していくのか。最初に市として、目指すべき姿を明らかにしていくことが大切である。住民が目指す姿を考えて議論してから、数値については議論していくべきである。住民のみなさんの意見を聞きたい。

副委員長）私も同感である。個人的には、ステップ（建築面積 250 ㎡以上）の規模程度の商業施設が幹線道路沿いに並んでいる景色は、どこにでもある景色になってしまい、気になる。そのため、ここに網をかけることでずいぶん景色が変わると思う。しかし、事業者にとっては、手続きなどが面倒になるため嫌がられてしまうこともあるかもしれない。

B 顧問）住宅の中に、とんでもない色の建物が建設された時の方が周辺に影響があると思う。これまで景色づくりに関する地元での活動や意見などの積み上げた成果があるならば、住宅までを対象としても理解は得られるのではないかと。

事務局）補足させていただくと、補足資料の p. 6 の店舗の写真を例にとると、赤字の薬の部分は屋外広告物に該当する。屋外広告物については、愛知県の屋外広告物条例によって規制していく。条例では、住居系用途地域での広告物の表示面積 20 ㎡以下の制限が掛けられて、その他の地域では制限がない。

委員長）あまり細かい数字の話になると意見が言いにくくなるため、現段階でのみなさんの要望を聞かせていただきたい。

I 委員）景色もあるが、大型商店による商店街の衰退が心配である。大型店などの色彩は、強く宣伝のために目立たせている。色彩もあるが、商店の衰退ということもあるので、ある程度大型店については規制が必要である。

H 委員）碧南市の産業である瓦産業が衰退して、チェーン店が立地してきて、昔の景色が失われ、景色が様変わりしてきている。中規模のスーパーなどが問題になってくると思うが、市の発展のためには仕方ないことだと思う。昔大浜に場外馬券売り場の計画があったが、住民の反対で中止になったことがある。名古屋市では、確かに市条例で様々に制限しているが、碧南市のような小さなまちだと難しいと思う。

J 委員）補足資料で、建築物だけがステップで、工作物と開発行為については、ホップの段階であると思っていた。補足資料 p. 7 の図から、建築物の割合は、

大規模（建築面積 500 m²以上）が 2.6%、中規模以上（建築面積 250 m²以上）が 7.1%であり、あまり対象件数が変わらないため、目標として、「ステップ（建築面積 250 m²以上）」までにしても、メリットとデメリットを合わせてもあまり大きな影響はなく、取組んでいけるのではないかと思います。この規模を決める際にも、どのような景色の将来像を目指すのかが重要になってくる。景色の将来像をはっきりとイメージできると、どこまでを対象とするかが明らかになってくると思う。高浜にものすごい色のアパートができていることも考えると、ある程度の範囲を規制しても理解を得られるのではないかと思います。

D 顧問 規制で全てコントロールすることは難しいと思う。まずは大規模で景色に影響を与えるものだけを対象として、該当しない建築物については、モラルを高めるための施策を行っていけばよいのではないかと。

C 顧問 ステップ（建築面積 250 m²以上）の規模でもよいのではないかと思います。この規模は、商業施設が多いため、色彩の面なども規制することができると思う。しかし、個人住宅まで規制することはどうかと思う。規制する場合には、業者への負担を考えた方がよいと思う。デザイン変更によって、業者はデザイン料の負担などがかかり、碧南への出店を辞めたりすることも考えられ、それでは返って碧南市にとって、不利益だと思う。

B 顧問 出来たらジャンプ（全ての建築物）の一部の規模まで出来たらよいと思う。建築面積 250 m²の規模は、市外の人を対象になると思う。景色づくりのために、市外の人には規制をかけて、市内の人は規制がないことになってしまうと思う。全ての建築物を対象とするのは、事務量から考えても無理だと思うが、全ての建築物の一部で何らかの整理ができて、少しでも規制できるのであればよいと思う。

A 顧問 行政の立場から方法論として、モデル的に先進的な取り組みを一部のエリアで実施することがある。規模についても、全市ではなく部分的にモデル地区を設定し、取り組みを実施して、住民の理解を得ていくという方法も選択肢としてあると思う。

F 委員） ステップ（建築面積 250 ㎡以上）までかと思う。個人住宅までになると、個人の自由があるため難しい。しかし、隣人の自由なども考えると個人住宅も該当するのだろうけど、規模を分けるのは難しいと思う。チェーン店の商業施設には、イメージカラーがあるため、色彩の変更をするのは大変だと思う。

E 委員） 規制は、シンプルにすべきであると考えている。碧南市のようなところでは、商業施設の景色もランドマークになってくる。碧南市は、商業が長年非常に発展しないところであるため、経済を活性化させていかなくてはならない。狭い範囲でのきびしい規制は賛成であるが、碧南市にはこのような規制をかけられるところは難しいと思う。規制はできるだけ緩やかにして頂きたい。事業者の立場で考えると、お店、工場、会社は、なるべく地元の方々にいつまでも必要とされるべき会社でありたいという概念を持っている。そのため、ブランドイメージは、碧南市民ができるだけ理解してあげる必要がある。一方で、この概念から外れた、風俗産業やレジャー産業については、ある程度の規制は必要だと思う。現在の計画の規模の考え方で賛成であり、これ以上厳しくすることは考えた方がよいと思う。

D 委員） 個人的には全ての建築物にできればよいと思う。建築に携わる者としては、なるべく規制は緩くしてほしい。今は全市的に考えられているが、本来ならば地域や用途地域に応じて考えられる。地域では難しいと思うが、例えば用途地域で検討する方法も考えられる。商業系用途地域と住居系用途地域などの、地域ごとに変更することも考えられると思う。

B 委員） 京都のセブンイレブンは、セブンイレブンだと分からないような外観になっていて、京都にマッチしていてとてもよかった。この問題については景観法で考えるのは難しく、まちづくり三法で検討すべきことではないかと思う。地域の目指すべき姿が分かっているところはよいが、全市的に全ての建築物まで規制をするのは、かなり難しいと思う。

委員長） みなさんの意見を聞いていると、基本的には、全ての建築物まで目指すのが望ましいが、実際には難しいとの矛盾を抱えている。矛盾の原因としては、全市的に規制する共通ルールと、個別の事情に合わせて規制するルールの

2重構造になっているからである。全市的にかけると最大公約数的で緩めになってしまう。全体のスタンダードとローカルのスタンダードのダブルスタンダードで規制する構図が明確になれば、きめ細かくまちの在り方について議論しながら、必要なルールを作ることができると思う。その部分が不明確である中で、一つのルールでまちが決定的になることを考えると自ずと無理がでてくる。今はどちらの議論をしているのだというところもあって、この後にする景観形成基準の議論と関連する話になってくる。この2つのスタンダードをどのように扱っていけるのかが問題になってくる。届出の手続きの流れを見ると、一つの基準が定まっていて、適合か不適合かを決めれば正確に良い悪いが分かるという流れになっているように思われる。しかし実際には、地域の基準についてははっきりと決まっていない。地域ごとに目指すべき姿、地域の意志が固まっていかなないと、地域の目標は定まらない。それまでは、大きなざっくりとしたルールは定められても、地域ごとの目指すべきルールを作るには時間がかかるため、ここにタイムラグが生じてくる。徐々に地域ごとのルールを作っていくべきだと意志があるので、このような委員会や研究会が開かれているのだと思う。このタイムラグを含めて、届出の流れの中に取り込んでいく必要がある。最初は緩くて徐々に高まっていくというのは、市全域のルールが細かくなっていくというのではなく、個別のルールを充実させていくのだと思う。個別のルールを作成した際に、全市で共通したルールであった場合には、市全域のルールにするというフィードバックはあると思う。個別のルールがないままに、市全域のルールがこうだというのはどうかと思う。個別のルールは地域性を活かした中で、設定して行くのがよいが、時間がかかるため、ルールが成熟するまで待てる仕組みが必要になる。そうすると、必然的に緩いルールになってしまう。それぞれの地域のルールの熟成をどのように助けて行くのかになってくる。ルールを設定して規制するだけではまちはよくならない。みんながまちを考え続け、事例を積み上げて行き、フィードバックしながらまちづくりを上手くやっていければ、よいまちになってくると思う。規模については、トップダウンとボトムアップの両方から支え合う形でつくり、今回はトップダウンでどこまでできるかを考えて行く必要がある。

副委員長 ステップ（建築面積 250 m²以上）までの建築物を対象としたい。今は届出対象行為の規模を議論している。ロードサイド型の商業施設は、市外の

人が作る事が多く、全国一律の基準で安く建築物を建てる事がある。近年、このような建築物のデザインは良くなっているが、駐車場が問題になっている。届出の対象にすることで、駐車場の外構や緑化の配置や植栽について市がコントロールすることができるため、チャレンジしてもよいのではないか。小規模な建物は地域ごとに景観特性が異なるため、地域の特性に応じて話し合い、今後景色の将来像を考えて行ければよいと思う。しかし、ロードサイド型の商業施設が集まる場所は、地元から景色の将来像について話し合いが起こらない場所であるため、市でコントロールしていく選択肢があると思う。

委員長） ルールは、希望、望みを言い続ける人がいて初めて成立するものであると思う。初めは嫌がられて反対運動が起こっても時間が経ってしまうと、それが新しいルール、その市のスタンダードになってしまい、次のまちを考えるときのスタイルになってくる。

J 委員） ある程度の規制のなかで、事業者側についてもコーポレートカラーなどについてある程度の妥協点を見出すこともできると思う。また、小規模な建物に対しては、条例などの明文化した規制ではなくて、建て主が地域の雰囲気を感じ取って、地域に合わせていくことが望ましい。

委員長） 数年前、長久手町にアピタが出店する際に、アピタの黄色のコーポレートカラーを、アースカラーに変更して出店するなど、企業も地域と仲良くやっていたため努力をしている。

■ 続いて、資料2の「2 景観形成基準」(P. 6～12)について説明を行った。質疑応答は以下のとおりである。

【質疑応答】

J 委員） 色彩の基準に色相が0.1Yとあるが、0.1の表現はあるのか。

事務局） YとYRの違いを示したかったため、こうした表現としている。0.1Yとは黄系ということである。表現は、誤解のないように修正する。

副委員長） 景観特性を軸やゾーンに区分にして分析して基本方針を設定し、今回これらを実現するための景観形成基準であるべきであるが、市全域で一律であることに違和感がある。確かに共通基準に、第2章に示す「地域区分別の景色づくりの基本方針」に従いと記載しているため、建築、設計する人は第2章を確認して該当する地域の方針に従うことは分かるが、本当に基準が一律でよいのだろうかと思う。例えば、高さ・配置の項目で「壁面は道路などの公共空間へ、できる限り後退に努めること。」とあるが、商店街では逆にまち並みが揃い、密度があるのが良い景色なのに、後退することで悪い景色になってしまうケースも考えられる。本来ならば、地域別で違うべきであると思う。

委員長） この中に「できる限り周辺の景色との調和」とあるが、現状で既に周辺に望ましくない建物が建っていた場合には、何に合わせるべきなのかが分からない。何を目指すかここには書いていないので、実質上この文章はそれぞれの地域特性の目標に合わせてということになってしまう。しかし、それがどこで決まるのかという話になり、ダブルスタンダードが成立しない限り、全体のルールが機能しない形になってしまうと大変である。そういう意味から地域の話抜きと全市のルールはかなりざっくりとした基準しか設定することができない。全体のルールを設定しつつ、個別の地域性の中でルールを設定していくものがある、地域の特性がでてくると思う。今全体のルールを考える中で地域差が出ないのは当然であり、地域の要望がない段階で、地域差のあるルールを設定する根拠がない。そこが難しい点であり、ダブルスタンダードをきちんと作っていかなければならない。また、ここに書けることと地域で考えることを分けた方がよいと思う。いまはどちらかというと全体としてどこまで設定すべきかの議論になってくると思う。合わせて、個別の基準を設定するためのプロセスを考える必要がある。但し、制度化するとなると非常に難しい。上と下から支える話になると、p. 1の届出手続きの流れで、地域のルールに合わせることはとても難しいことである。設計者がパースまで出来ている段階で、基準に合わないとは否定されても変更することはとても難しい。そのため、事前協議の前段階で、地域と対話をする場を持つことが考えられる。早い段階で地域と対話することで、設計者も地域の特性を盛り込むことができ、地域の人が自分のまちのことを考える学習の場ができる。この地域住民が入って行かないと、有識者が大きく決めた基準に従ってしまうことになってしまう。地域住民が参

加することで、住民自身が自分たちのまちのルールを設定していくことになって行くと思う。

副委員長） 景観計画が策定された後に、地域ごとにルールを考えて行くと思う。今回は、全市にかかるルールを検討しているため、あまり詳しく設定しないほうがよいと思う。今後、委員会では、第6章の景色づくりの推進に向けての仕組みづくりについて検討していくため、仕組みづくりとも連動して考えていく必要がある。

委員長） 碧南市での景色づくりの事例などを積み上げていき、どんどん更新していくような仕組みができるとよい。

H委員） 設計者は、地元のことを理解し、市のルールを守りながら、建築物の設計を実施してほしい。大規模建築物の設計は、入札で決まってしまうため、碧南市の事情や歴史を知らない、市外から来る人が行うため、地元の施行業者は大変苦勞することがある。

委員長） 歴史や特性を知らないで実施してしまうことがある。なかなか設計者が、地元の想いを知る機会がない側面もあるため、そのような機会があるとよい。

副委員長） どの自治体も同様な景観形成基準であり、毎回違和感がある。碧南市の景色の構造を守るような書き方にすることが考えられる。例えば、単に緑化ではなく、碧南市の緑のネットワークの連続性を切らないような、又は延長するような緑の配置にするという、表現が考えられる。個別の敷地ではなく、碧南市として重要な景色を遮るような高さや配置を配慮しようなどの表現ができるのではないか。ヨーロッパでは、高さや配置について規制ではなく、一番大切な景色を守るためのルールとして、シンボルとなる教会が様々なところから見えることが大切である趣旨の基準にしており、碧南市でもこのような趣旨のことが反映させられるとよいと思う。

J委員） 第8回景色づくり研究会では、地域別に景観形成基準が設定されてい

て、地域ごとに少しずつ表現が異なっていて、その方がよかった。統一したのは、難しさがあったからなのか。

委員長） 地域別で景観形成基準を設定したが、地域別に差異が見られなかったため、統一したのではないかと思う。現状では地域別に差異が見られないかもしれないが、今後で差異が見えてくるため、地域別の基準は残しておいて、地域ごとの差異が見えた段階で追加していくことが考えられるため、箱は作っておいた方がよいのではないか。一律に設定するとできることが限られてきてしまう。

B 顧問） 地域別基準を考える中で、最も大切な事項は何かという視点で見ると差が出てくるのではないか。

事務局） より分かり易い景観形成基準を示したかったため、統一した。前回の研究会で出した地域別の景観形成基準は、修飾語や形容詞が異なるのみで実施事項は同様であり、ページ数だけがいたずらに多くなってしまい、分かり難いということがあった。そのため、共通基準の「第2章の基本方針に従ってください」という一文に委ねて、内容を縮小している。しかし、基本方針と景観形成基準を両方見るため、これも手間になってしまうと思うため、ジレンマを抱えているところである。

D 顧問） 地域ごとに、どこを重点的に考えるかによって特色が出てくると思う。

委員長） 市全域をどうしていきべきなのかを考える「トップダウン」と、地域住民がなにを大事にしているのかなどの、住民の意識を反映させる「ボトムダウン」の双方から考えて行く必要がある。景色づくり委員会では、「トップダウン」の部分について議論している。今後、「ボトムアップ」の部分も、どうして行くかが問題になってくる。

副委員長） 景観法は法律の解釈になってくるため、裁判にもなる。今後行政は、景観形成基準の審査をどのように判断していくのか、数値で決まっていなかったためとても大変である。案件について照らし合わせるための事例を増やしていく必

要がある。その判断が正しいか地域住民がチェック出来れば理想的である。実績が増える中で、少しずつ地域の景色づくりの方針が定まっていくと同時に、審査基準も詳細になり段々と進化する計画になってほしい。

委員長） 市民の意識がどのように変化していくのか、どのように成長していくかが重要である。市民自身が成長していかななくてはならないし、エリートの人だけが実施していくのではダメである。この市民の変化、成長のプロセスを、ルールに組み込んでいくことが大切になってくる。

副委員長） 届出の手続きで、建築確認申請等の 30 日前に行為の届出を行うのは遅い。この段階で設計者側は、設計の変更はしたくない。そのため、設計がフレキシブルに変更できる、もっと早い段階で協議するべきである。

委員長） 私が名古屋市で景観アドバイザーをしていた時に、30 日前の段階で申請を持ってきて、この段階で修正事項を伝えるのは難しかった。そのため、設計の最初のプロセス、どうしていくべきかを考える段階で話せる仕組みがよい。

副委員長） 完成した設計図面ではなく、最初のスケッチの段階での確認が必要になってくる。全市で実施するのは、抵抗があるかもしれないが、景色づくりの中で重要な地域については、早い段階から設計者と住民のコミュニケーションを図ることが必要になってくると思う。

委員長） 今回は核心の部分であるため、みなさんの意見を聞いてみたい。

B 委員） 事前協議は、誰が実施していくのか。全市的に事前協議を実施するのは不可能であるため、地域ごとに実施するしかないと思う。ルールが出来た段階で、地域でワークショップを実施するなどして、意見を聞いて、基準を再構築していく作業が必要になってくると思う。

D 委員） 初期の計画段階で、地元の方の意見が聞ける場があったら、とても仕事がやり易くなるし、よいものができるため、その様な場が欲しい。現在実施されている事前協議は、書類上だけのものである。

E 委員) 市と専門業者で話しあう必要がある。話し合ってもらい、必要に応じて地元でルール設定をしていく。数字や文章で制約していくしかないと思う。

A 顧問) 実際に審査し、指導するのはとても大変である。建築面積が減少したり、費用が増加したりで折り合いがつかないために、指導に従わない業者もいる。市がどこまで指導し、また、変更命令をどのようなものに対して実施するのか、非常に悩ましい問題である。市として、どのように運用するのか、よく検討する必要がある。

B 顧問) 市と事業者が、もっと早い段階で協議しないとお互いに困ると思う。市も変更命令を実施することは、地域の合意を得るなどかなり難しい。変更命令を実施しないように、早い段階で協議できる場ができればよいと思う。

C 顧問) 審査に関わっている立場から、建築確認申請の 30 日前では、設計が煮詰まっている段階であるため、変更することは、業者と市の双方が大変である。そのため、事前協議以前の事業の初期段階のスケッチの段階で協議する場があれば、指導もしやすくなる。

D 顧問) 地域ごとの特色をつかんで、守るべきルールを示して、そのルールに基づいた指導を実施することもよいと思う。また、まちの中には瓦が多くあるため、この瓦を上手く活用する方法は何かないか。デザインの中で、瓦を上手く使うことで、瓦の P R にもなる。

J 委員) 今回我々がやろうとしていることは、先例のないことであるため、価値はあるが、難しさもある。先例があれば、参考にすべきである。水津先生のおっしゃった、事例の積み上げにより地域ごとの文化ができるという手法は、とても面白いと思う。資料 2 の P. 7 の景観形成基準には「できる限り」という表現はよいと思う。「できる限り」は、解釈に幅があるため、各地域で解釈することができ、各地域で事例を積み上げていくことでボーダーラインを作って行き、「できる限り」の内容が見えてくると思う。

H 委員） 規制で縛ることは、それぞれの立場において、とても大変である。碧南市の建築確認申請は、岡崎市まで行って説明をしなければならない。

I 委員） 基準は、地区によって違っていると思う。大浜や棚尾などの古いまち並みがある所は、規制を掛けた方がよいと思うが、新しい地区は難しいため、地区ごとに基準を考えた方がよい。

副委員長） 碧南市の景観計画を策定する初期段階で、最小限の規制で、最大の効果をということであったが、今日の議論で次の新しい展開になると思う。基準の解釈には、2種類あると思う。1つ目は行政が間違いなく審査をするための審査基準を設定する方法で、行政が審査する際に迷わないために、なるべく数値化することが必要になってくる。しかし、今回の議論を聞いてこの基準を作ることは難しいと思った。2つ目は、碧南市の景色づくりをするために、個別の建築物、工作物を設計する際の原則・指針を示す方法である。原則・指針を守ってもらえれば、設計者の独自性でよい設計をすることができると思う。しかし、柔らかい規範や原則にすると、行政で審査するのが難しくなるため、地域ごとに話し合っただけで会議するプロセスが必要になってくる。1つ目の基準か、2つ目の基準のどちらを目指していくのか、大きな選択をしなければならないと思う。

現在、市民の盛り上がりもあるため、景観法でこうした取り組みができるのかとの点もあるが、2つ目の基準でチャレンジするのも有りだと思う。設計者は、建築確認申請の30日前に実施するのではなく、建築士の設計の考えがまとまった段階で、クライアントと地域にもオープンにするといった、新しい展開の兆しが見えたと思う。

4. 連絡事項

事務局より、以下のとおり連絡事項をお伝えした。

- ・第6回碧南市景色づくり委員会 1月10日（火）9：30～ 談話室2

5. 閉会

－以上－